

J P N I C / 2011年DRP 検討委員会 御中

2011年9月14日

日本知的財産仲裁センター
センター長 弁護士 林 いづみ

貴委員会（第2回）より当センターに対するお問合せ事項につき、以下の通り、当センターの回答をご報告申し上げます。

1. J P - DR P 手続規則においても電子メール提出一本化の改正を行うべきか、あるいは現状のまま（プリントアウト提出及び電子メール提出の両方を要求）で良いか、また電子メール提出一本化を開始した場合の送信ファイルサイズに上限を設けるべきか

（1）当センターの実務上、書面提出と電子メール提出の両方を求めるという現状方式について特に実務上の問題はなく、電子メール提出に一本化してほしいという積極的な意見はなかった。ただし、日本だけハードコピーの提出を要求することが、世界的にみて「遅れている」という印象にならないかという点を懸念する意見も1名からあった。

（2）また、仮に、電子メール提出に1本化した場合には、電子署名（認証レベルのものを要求）は、委任状その他の全ての書類について要求すべきであるという意見があった。

（3）送信ファイルサイズの上限設定については、下記事務局意見①参照。

2. J P ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補足第3条(ii) 電子メールのカッコ書きの部分を削除するか否か。

電子メール提出に一本化しないという前提においては、現状の補則3条(a)(ii)の括弧書きを削除する必要はないと考える。なお、電子メール送付できない書類とは、委任状など原本が必要なものをいうとの理解である。

なお、今般の照会に際して、事務局より、事務手続上の観点から以下の提案

があったことをご報告申し上げます。ただし、②③については、当センター運営委員会における議論は未了です。

①送信ファイル上限設定の必要性については、現在、技術上の制約（上限）はなく、分割送付等を求める必要はない。しかし、仮に将来、申立人のアクションとしては電子申立に一本化されセンター事務局に印字・製本業務が課され得る場合に何らかの上限（ファイル容量なり字数なり）を設定する余地を残すため、補則において上限を課することができる旨を規定することも一案ではないか（センターから事件管理者・パネリストへの送信にあたって先方に上限があれば分割送信等の手立てを個別に講じるべき労がセンターに生じることになるため）。

②当事者双方に代表者資格証明書を提出させる根拠規定が不在のため手当てされるべきではないか。具体的には、

- 申立書添付資料について、手続規則3条（b）xviとして
「申立人が法人である場合には、代表者の資格を証明する公的証明書類（申立日前3か月以内の日付をもって証明されたもの）」を追加
- 答弁書添付資料について、手続規則5条（b）xとして
「登録者が法人である場合には、代表者の資格を証明する公的証明書類（申立日前3か月以内の日付をもって証明されたもの）」を追加
- 手続補則3条bのうち「本条(a)項(i)に基づく書類」の次に「（手続規則第3条(b)xviまたは第5条(b)xに規定する証明書類を除く）」を追加

③申立手数料の銀行振込みを申立書文書ファイルのメール送信やセンター事務局への書面到達の前に行う例が少なくなく、記帳により料金の受領を確認や書証等の受領前に手続開始期限が始まってしまい、方式審査の手配に苦慮する実態がある。そこで、「料金の受領後3日（営業日）以内に申立書を登録者に送付する。」旨を定める手続規則4条（a）（c）を、たとえば「料金の受領の確認及び書面の受領後3日（営業日）以内に…」と改めてはどうか。

以上